

第462回 群馬地方最低賃金審議会 会議次第

令和6年10月30日
前橋地方合同庁舎
7階 大会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 特定最低賃金改正決定の審議結果について

(2) その他

3 閉 会

第 462 回群馬地方最低賃金審議会

資 料

- 1 令和 6 年度 特定最低賃金専門部会会議開催状況
- 2 特定最低賃金（4 業種） 改正決定に関する報告書（写）及び答申（写）

令和6年度 特定最低賃金専門部会会議開催状況

会議	開催日時
鉄鋼部会	第1回 令和6年10月9日(水)
	第2回 令和6年10月24日(木)
機械部会	第1回 令和6年10月9日(水)
	第2回 令和6年10月25日(金)
電気部会	第1回 令和6年10月11日(金)
	第2回 令和6年10月25日(金)
輸送部会	第1回 令和6年10月11日(金)
	第2回 令和6年10月30日(水)

※会場は、群馬労働局7階大会議室

写

令和6年10月24日

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口聰 殿

群馬地方最低賃金審議会

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会

部会長 米本清



群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月8日群馬地方最低賃金審議会において付託された群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 部会長 米本 清
部会長代理 鈴木麻里奈
富岡 政明

労働者代表委員 田代 郁
原 竜二
村山 洋光

使用者代表委員 金井 浩
新野 朋範
五十嵐亮二

別紙

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

群馬県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業（銑鉄鑄物製造業（鋳鉄管、可鍛鑄鉄を除く）及び可鍛鑄鉄製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

(4) 次に掲げる業務に主として従事する者

手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,067円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

写

令和6年10月25日

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口 聰 殿

群馬地方最低賃金審議会
群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用
機械・装置、その他のはん用機械・同
部分品、金属加工機械、その他の生産
用機械・同部分品、事務用機械器具、
サービス用・娯楽用機械器具製造業最
低賃金専門部会

部会長 鈴木麻里奈



群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用
機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、
事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改
正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月8日群馬地方最低賃金審議会において付託された群馬県
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工
機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具
製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に
達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 部会長 鈴木麻里奈
部会長代理 米本 清
富岡 政明

労働者代表委員 金井 隆広
浜田 宏志
増戸 将人

使用者代表委員 宇井 正典
金井 浩
五十嵐亮二

別紙

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

群馬県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け又は貯いの業務に主として従事する者

(4) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,056円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

写

令和6年10月25日

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口 聰 殿

群馬地方最低賃金審議会

群馬県電子部品・デバイス・電子

回路、電気機械器具、情報通信機

械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 西村 淑子



群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月8日群馬地方最低賃金審議会において付託された群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 部会長 西村 淑子
部会長代理 谷口 聰
小渕紀久男

労働者代表委員 越澤 恭行
宮下 和夫
山村 康郎

使用者代表委員 新井 理麻
宇井 正典
五十嵐亮二

別紙

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

群馬県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け又は貯いの業務に主として従事する者

(4) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,056円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

写

令和6年10月30日

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口 聰 殿

群馬地方最低賃金審議会

群馬県輸送用機械器具製造業

最低賃金専門部会

部会長 谷口 聰



群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月8日群馬地方最低賃金審議会において付託された群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 部会長 谷口 聰
部会長代理 西村 淑子
小渕紀久男

労働者代表委員 中島 環
松葉 卓也
村杉 真宏

使用者代表委員 松崎 友康
横山 淳
五十嵐亮二

別紙

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

群馬県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

(4) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,056円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

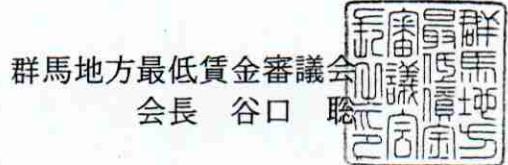
6 効力発生の日

法定どおり

写

令和 6 年 10 月 24 日

群馬労働局長
上野 康博 殿



群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 8 月 8 日付け群労発基 0808 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

群馬県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業（銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）及び可鍛鋳鉄製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

(4) 次に掲げる業務に主として従事する者

手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,067円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

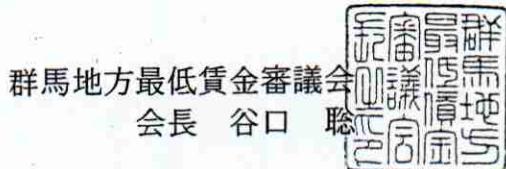
6 効力発生の日

法定どおり

写

令和6年10月25日

群馬労働局長
上野 康博 殿



群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月8日付け群労発基 0808 第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

群馬県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け又は貯いの業務に主として従事する者

(4) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,056円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

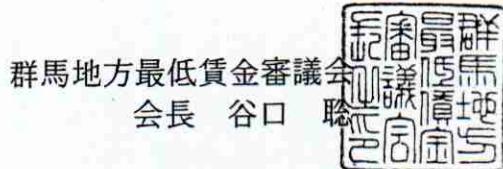
6 効力発生の日

法定どおり

写

令和6年10月25日

群馬労働局長
上野 康博 殿



群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月8日付け群労発基 0808 第4号をもって貴職から諮問のあつた標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

群馬県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

(4) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,056円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

写

令和6年10月30日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口 聰



群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月8日付け群労発基 0808 第5号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

群馬県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

(4) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,056円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり